

●応募申請時提出書類一覧表

	提出書類	該当	資料等内容	チェック欄	
				申請者	財団
1	応募申請書（様式1）	全	代表事業者が記載		
2	実施計画書（様式2）	全	実施計画書における各欄は漏れなく必ず記載		
3	事業実施場所を示す資料	全	広域地図・位置図・配置図（設備設置箇所を明らかにするもの）		
4	【概要】に関する資料	全	・導入設備の仕様に関する資料及びシステム図等 ・燃料電池・蓄電池等で構成される水素エネルギーシステムに係るエネルギー管理システムの機能・役割に関する資料 ・蓄電池・燃料電池について電力容量の妥当性（系統電力停止時の電力供給先への電力供給可能時間含む）、電気・熱供給に係る需給調整の妥当性及び運用方法に係る資料		
5	設備状況がわかる書類	全	・エネルギー管理システムの構築実績説明書 ・配置図（平面図）（補助対象にする配管・配線等も図示） ・単線結線図等を添付し、再生可能エネルギー由来電力の活用になっていること、補助対象設備の系統連携状況及び電力の逆流防止措置が図られていることを示すこと ・システム概要説明書（システム系統図）（補助対象は赤線で図示） ・設備仕様書等 ・機器仕様書（機器の型番、能力、消費電力等をまとめたもの 図面とひも付け） ・蓄電池・水電解装置・給水タンク・水素貯蔵タンク・燃料電池等導入機器が補助要件を満たすことを示す書類（仕様書やカタログにマーキング等） ・カタログの該当ページ		
6	別添資料 低炭素化に資する環境対策への取組に関する資料	該	* 実施計画書該当部分に記載しきれない場合は別添		
7	直近2か年度の二酸化炭素排出量（定期報告）	該	* 実施計画書該当部分の根拠資料を添付 ・省エネ法定期報告事業者（事業実施施設のデータ） ・非定期報告事業者は事業実施施設各エネルギー使用量の根拠資料		
8	ランニングコスト計算書	全	* 実施計画書該当部分の算出根拠資料を添付		
9	CO2削減計算資料	全	別紙 ハード対策事業計算ファイル あるいは CO2削減効果の算定方法及び計測方法（要算出根拠添付）		
10	管理体制	該	* 実施計画書該当部分に記載しきれない場合は別添 ・事業の施工監理や経理処理等の実施体制 ・設備の保守計画・維持管理体制等		
11	工程表	該	* 実施計画書該当部分に記載しきれない場合は別添		
12	その他計算にあたっての根拠資料	該			
13	経費内訳（様式3）	全			
14	参考見積書：見積書又は積算書	全	・撤去費等補助対象外経費がある場合、補助対象外経費として明示 ・一式表記は行わないこと		
15	見積書等の根拠資料 材料費	該	材料費の単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。資料等の該当部分をマーク		
16	労務費	該	労務費の単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付掲載部分の写し及び該当部分マーク		
17	諸経費	該	「公共建築工事共通費積算基準」等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。掲載部分の写し及び該当部分をマークすること。算出した計算式を明示		
18	特定収入割合計算書	該	・特別会計で事業を行う地方公共団体及び消費税法別表第三に掲げる法人で消費税を含んで補助対象経費とする場合 ・様式任意：予算書該当部分をマークし添付すること		
19	企業概要	全	企業パンフレット等。共同事業者も提出すること		
20	定款・寄付行為	全	・共同事業者も提出すること ・設立の認可受け又は設立の認可等が適当とされた法人は案を提出、作成されていない場合は不要		
21	事業者登記簿	該	3か月以内に発行された履歴事項全部証明書。共同事業者も提出すること		
22	経理状況説明書（2か年分）	全	・貸借対照表及び損益計算書（共同事業者も提出すること） ・応募の申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算を、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書を提出 ・設立の認可受け又は設立の認可等が適当とされた法人は申請年度の事業計画及び収支予算の案を提出、作成されていない場合は不要		
23	申請年度予算書（抄本）の写し	該	地方公共団体等の場合 資金の調達計画及び調達方法に関する資料（歳出予算項目及び充当歳入予算項目等部分）		
24	暴力団排除に関する制約事項	全	地方公共団体の場合は不要		
25	その他（リース等関係）	該	・リース契約書（案） ・リース計算書（補助金あり、なしの比較があること） ・法定耐用年数まで当該建物で使用することを証す書類（契約書の特記事項でも可）		
26	その他（利益排除）	該	自社等調達時の利益排除に係る関係資料（資本関係確認資料）及び利益等排除計算書等		
27	その他（関連会社発注時等の利益相反に係る取締役会等の決議書等）	該	同一代表者の関連会社等へ発注する場合など、利益相反に対応するための取締役会等の決議書		
28	その他必要資料	該			
29	電子媒体（CD-R又はDVD-R）	全	原則として提出ファイル全てを電子データで提出すること		

※該当項目の「全」は全ての事業者に提出の必要有、「該」は該当事業者のみ提出

※地方公共団体については、該当する書類が存在しない場合、他の代用できる書類を提出すること。